

名古屋高裁は鑑定結果を正しく判断し

検察官の繰り返される誤った主張を排斥せよ

ただちに3者協議を開き「再審開始」決定をおこなえ！

「鑑定結果は弁護団の主張どおり」

名張弁護団が高裁に意見書を提出

10月11日に、名張弁護団は名古屋高裁に対し、新ニッカリンTに対する鑑定書についての意見書を提出し、その後、司法記者クラブにおいて記者会見をおこなった。

今回基本となる弁護団報告は毒物担当の野嶋弁護士がおこなった。

その中では、「10月7日にも記者会見をおこなったが、記者の中には不理解から、見当違いの報道をおこなった社もあったので、今回は改めて、鑑定書が持つ意味について報告をおこなう」「基本的に今回の鑑定結果は、我々弁護団の主張に沿うものであり、奥西さんの無実を示すものとなっている」

「それは何よりもトリエチルピロホスフェートの含有量が検察が5%以下と主張したのに対し、鑑定では24.7%も含まれていたことである。それ以外は判断に影響を及ぼすものではない」と述べ、これ以上、実験の必要はないことを強調しました。



報告する野嶋真人弁護士



再審せよと鈴木弁護団長



4名の弁護団が会見する

三重県名張市で1961年に起きた「名張毒ぶどう酒事件」をめぐる再審請求の差し戻し審で、奥西勝死刑囚(85)の弁護団が11日、「これ以上、再現実験を行う必要はない」との意見書を名古屋高裁に提出したことを明らかにした。

意見書は、ブドウ酒に混入された農薬「ニッカリンT」の成分鑑定の結果を受けたもの。事件当時のペーパークロマトグラフ試験では特定の不純物は検出されなかったが、今回の鑑定でニッカリンTを再現して水に混ぜた結果、直後には24.7%という高い値の不純物が含ま

れていた。弁護側は「事件に使われたのがニッカリンTなら、当時も検出されたはずで、こちらの主張を裏付けた」としている。意見書で弁護側は「主張が正しいと科学的、客観的に明らかになった」と指摘した。

一方、今回の鑑定は再現したニッカリンTの成分を、ペーパークロマトグラフ試験の準備で使われる手法で抽出したが、不純物は検出されなかった。実際にペーパークロマトグラフ試

朝日新聞20111012

「鑑定もう不要」

毒ブドウ酒事件 弁護側が意見書

「鑑定もう不要」

鑑定まで進めても不純物が検出されない可能性を示したもので、この点では検察側の主張に沿う内容だった。意見書では「(抽出は事件当時の鑑定と)条件設定が異なる。再現実験の困難さと、条件によって大きく結果が分かれることが明らかになった」としている。

名張毒ぶどう酒

弁護団、高裁に意見書

「これ以上の鑑定は不要」

名張毒ぶどう酒事件
第七次再審請求差し戻し審で、奥西死刑囚(85)の弁護団は11日、事件に使用されたと思われる農薬「ニッカリンT」の再鑑定結果を受け「検察側の主張の誤りが明らかになり、弁護側の分析が裏付けられた」などとする意見書を名古屋高裁に提出した。会見した弁護団は「これ以上の再現実験や鑑定は必要ない」と改めて主張した。

奥西死刑囚はぶどう酒にニッカリンTを入れたと当初自供したが、弁護団は、毒ぶどう酒の農薬はニッカリンTではなかったとして無罪を訴えている。弁護団によると、奥西死刑囚は11日、主張通りの鑑定結果だったという弁護人の説明に「安心しました」と話したという。

再製造されたニッカリンTの分析で、事件現場の毒ぶどう酒からは検出されていない特有の不純物「トリエチルピロホスフェート」が24・7%の濃度で検出された。意見書で弁護団は「不純物濃度17%以上としてきた弁護団の主張通りで、5%以下としてきた検察側主張が誤りだったことが分かった」などとし

事件当時は、ろ紙を使って成分を分離する「ペーパークロマトグラフ試験」で鑑定された。今回の鑑定では、同試験のために農薬成分を抽出する補足実験も行われたが、成分からこの不純物は検出されなかった。この結果について弁護団は「抽出条件が異なるため(検出されなくても)問題ないと考えている」と主張した。

一方、名古屋高検幹部は11日、「補足実験で少しも疑問が出たからには、そこを検証するよう主張していく。ペーパークロマトグラフ試験も行うべきだ」と話した。

今回の鑑定は核磁気共鳴(NMR)装置を使って行われた。高裁は今後、ペーパークロマトグラフ試験による追加鑑定を行う見通し。

【山口知】
NTの成分分析結果を受け、弁護団が11日、審理を担当する名古屋高裁に意見書を提出した。「成分分析でこれまでの弁護側の主張が裏付けられた。犯行で使われた農薬は奥西死刑囚(85)がぶどう酒に入れたと自供したニッカリンTではないと認めるべきだ」と指摘している。

九六一年に捜査側が行った鑑定で、犯行で使われたとされるニッカリンTの副生成物「トリエチルピロホスフェート」が、現場に残されたぶどう酒から検出されなかった理由。

今回の分析で、事件当時の鑑定手法ではニッカリンTからは副生成物が検出されない可能性が明らかになったが、この点に弁護団は「抽出の際に検体を強い酸性状態にしていないなど、事件当時の鑑定と条件が異なる」と主張。

毎日新聞201111012

農薬分析受けて 弁護団が意見書

名張毒ぶどう酒事件

名張毒ぶどう酒事件の第七次再審請求をめぐる差し戻し審で、再製造した農薬ニッカリンTの成分分析結果を受け、弁護団が意見書を提出する方針。差し戻し審の最大の焦点は、事件当時の一

中日新聞20111012

今回の分析で、事件当時の鑑定手法ではニッカリンTからは副生成物が検出されない可能性が明らかになったが、この点に弁護団は「抽出の際に検体を強

再製造したニッカリンTをぶどう酒に混ぜた状態を想定して水に溶かした場合、副生成物の含有量は24・7%で、弁護側の主張(17%以上)に沿う内容だったとして「検察官の主張の誤りが明らかになった」と強調した。